明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○私立学校法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三）　一
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（同四）　一

〔告　示〕
○学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する件（文部科学一五）　三
○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する件（同一六）　三
○平成二十六年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働二四）　三

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十六年度衆議院法制局職員採用試験公告（衆議院法制局）　三
平成二十六年度参議院法制局職員採用総合職試験公告（参議院法制局）　三
平成二十六年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）試験専門委員（人事院）　三
平成二十六年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　三
平成二十六年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）試験専門委員（同）　三五
平成二十六年度法務省専門職員（人間科学）採用試験試験専門委員（同）　三七
平成二十六年度財務専門官採用試験試験専門委員（同）　三八
平成二十六年度国税専門官採用試験試験専門委員（同）　三九
平成二十六年度食品衛生監視員採用試験試験専門委員（同）　三九
平成二十六年度労働基準監督官採用試験試験専門委員（同）　三九
平成二十六年度航空管制官採用試験試験専門委員（同）　三九
平成二十六年度国家公務員採用試験施行計画（同）　三九
平成二十六年度外務省専門職員採用試験施行計画（外務省）　三三
平成二十六年度裁判所職員採用試験施行計画（最高裁判所）　三三

〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四四
裁判所
破産、免責、再生関係　四七
特殊法人等
弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録関係　五二
地方公共団体
行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五二

省　令

○文部科学省令第三号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項及び第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月三日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三月一日」を「十月一日」に改め、同条第三項中「三月一日」を「十月一日」に、「前年度の五月一日」を「前々年度の三月一日」に改める。

第四条第二項中「三月一日」を「十月一日」に改め、同条第四項の表中「三月一日」を「十月一日」に、「前年度の五月一日」を「前々年度の三月一日」に改める。

第九条第二項中「三月一日」を「十月一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○文部科学省令第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月三日

文部科学大臣　下村　博文

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

第一条　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号、第三条第一項第五号、第六条第一項第五号、第七条第一項第五号及び第十二条中「趣旨」の下に「及び学生の確保の見通し」を加える。

別表中「趣旨」の下に「及び学生の確保の見通し」を加える。

第二条　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三月一日」を「十月一日」に改める。

第三条第一項及び第六条第一項中「前年度の五月一日」を「前々年度の三月一日」に改める。

別表を次のように改める。